

長期収載品の選定療養について

2024年10月より、**外来診療において、患者さまご自身が長期収載品による調剤を希望された場合、後発医薬品との差額の一部を特別料金として新たに徴収する制度**がスタートします。

なお本制度は外来診療に係る制度で、入院診療は対象外です。

【長期収載品とは】

後発医薬品のある先発医薬品のこと

【本制度の適用場面】

次の条件を両方満たす場合に、選定療養として特別料金が発生します

- ・ 患者さまご自身が長期収載品による調剤を希望された場合
- ・ 後発医薬品の上市後5年以上が経過した、または後発医薬品への置換え率が50%を超える長期収載品を調剤する場合

※ ただし、次のいずれかの条件に該当する場合は、対象外となります

- ・ 処方医が『医療上の必要性がある』と判断し長期収載品を処方した場合
- ・ 流通、在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難である場合

※ 院内処方（病院内での投薬）も当該制度の対象範囲ですが、原則として選択の余地がないため、院内処方はほとんどの場合対象外となります

【負担額の計算方法と徴収】

- ・ 計算方法（概算）：『長期収載品と後発医薬品との差額の4分の1』に消費税を上乗せ
- ・ 上述の【本制度の適用場面】を満たす場合に、会計窓口で徴収

※ 院外処方時には、保険薬局において徴収されます。また上述の計算方法は概算です
本制度の対象となるかどうか、正確な金額など、

詳細については、おかけりの保険薬局でお尋ねください